

報告第5号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和3年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一